

給与 R4 システム 雇用保険料率改定のお知らせ

令和 4 年 10 月 1 日から雇用保険料率が改定されます。

厚生労働省 雇用保険料率について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html>

今回の改定に伴うプログラムのバージョンアップはございませんが、お客様データの計算条件の料率変更作業が必要になります。

1. 改定内容について

令和4年10月より雇用保険料率が以下のとおり改定されます。

| 事業の種類 | 改定前 (令和 4 年 4 月～9 月) | 改定後 (令和 4 年 10 月 1 日～) |
|--------------|-------------------------|---------------------------------------|
| 一般の事業 | 9.5 /1000 (3 /1000) | 13.5 /1000 (5 /1000) |
| 農林水産・清酒製造の事業 | 11.5 /1000 (4 /1000) | 15.5 /1000 (6 /1000) |
| 建築の事業 | 12.5 /1000 (4 /1000) | 16.5 /1000 (6 /1000) |

() は被保険者の方が負担する部分です。

2. 料率変更が必要な会社

雇用保険料率により、従業員情報に登録されている雇用保険料を自動計算している場合は、料率変更作業を行ってください。保険料を控除していない場合や、従業員情報で直接保険料を設定している場合は料率変更を行う必要はありません。

E i ボードで自動ダウンロードが有効になっているコンピューターでは、9月26日(月)に「社会保険関係料率マスター」が自動ダウンロードされます。料率変更が自動で行われるため、手動で料率を変更する必要はありません。

- ・自動ダウンロードの設定方法や料率配信受入画面の初期設定については [サポートメニュー] → [よくあるお問合せ] の「料率配信受入の初期設定について」をご参照ください。

■料率配信受入の初期設定について

https://epsonr4.custhelp.com/app/answers/detail/a_id/1133/



「社会保険関係料率マスター」の自動ダウンロードは保守契約をされているお客様向けのサービスです。(ライセンス認証でオンライン認証が可能であることも必要となります。Weplat 版の CD 保守のみ加入の場合は、料率配信の自動ダウンロードはできません。) なお、自動ダウンロードは、お客様のコンピューターがインターネットに接続されていることが前提となる機能です。

3. 計算条件：雇用保険料率の変更方法

給与 R4 システムで雇用保険料率を変更します。

「社会保険関係料率マスター」が自動配信されるコンピューターでは、会社データ起動時、

- ・計算条件の「支払日の特別処理」料率配信受入画面の「雇用保険の徴収月」
- ・「社会保険関係料率マスター」に登録されている「適用開始日」

から判断して、選択している処理月が料率変更対象の月である場合のみ、「料率配信受入」画面が表示されます。

【料率配信受入画面】

料率配信受入

新しい保険料率の適用開始月になりました。

社会保険の種類
 健康保険： 国民健康保険 都道府県： 13: 東京都 厚生年金保険： 基金加入済 雇用保険の種類： 一般
 雇用保険の徴収月： 当月徴収

社会保険の種類を選択後、[実行] をクリックすると、以下の処理を行います。

1. 『計算条件』の保険料率(従業員負担分)を、自動配信の保険料率に書き換えます。
 (単位：1/1000)

| 雇用保険 | 『計算条件』の保険料率 | 自動配信の保険料率 |
|------|-------------|-----------|
| | 3.000 | 5.000 |

2. 書き換えられた保険料率について、従業員情報の保険料を更新します。

次回以降、令和4年10月1日の料率配信データによる保険料率決定は行わない。

健康保険の種類を選択します。(・協会けんぽ・その他)「その他」を選択すると、健康保険料率・(内)特定保険料率・介護保険料率は料率配信のチェック対象外になります。

「料率配信受入」画面が表示されたら、料率の変更内容を確認して[実行]をクリックしてください。
 手動で料率を変更する必要はありません。

【表示タイミングについて】

以下の処理月を選択したときに料率配信受入画面が表示されます。

■雇用保険料率変更対象月の判定（給与）

| 〔設定〕－〔計算条件〕 支払日の特別処理 | 料率配信受入 雇用保険の徴収月 | 料率配信受入画面が表示される処理月 |
|-------------------------|--------------------|------------------------|
| 当月日付（通常） | 当月徴収 | 処理月 10 月（支払月 10 月）の給与月 |
| | 翌月徴収 | 処理月 11 月（支払月 11 月）の給与月 |
| 翌月日付（特別） | 当月徴収 | 処理月 9 月（支払月 10 月）の給与月 |
| | 翌月徴収 | 処理月 10 月（支払月 11 月）の給与月 |

■雇用保険料率変更対象月の判定（賞与）

「支払日の特別処理」「雇用保険の徴収月」の選択によらず、10月支払日の賞与月を選択すると、「料率配信受入」画面が表示されます。

E i ボードで自動ダウンロード設定をしておらず、手動で設定する場合は次の操作を行ってください。

①給与 R4 システムを起動して、会社を選択し [選択] をクリックします。

②処理月選択画面で新しい保険料で徴収を開始する月を選択して [選択] をクリックします。

処理月選択

選択

曜日選択
基本曜日

処理月(賞与回数)選択

| 処理月 | 支払日 |
|--------------------------------------|--------|
| <input type="radio"/> 1月 | 1月25日 |
| <input type="radio"/> 2月 | 2月25日 |
| <input type="radio"/> 3月 | 3月25日 |
| <input type="radio"/> 4月 | 4月25日 |
| <input type="radio"/> 5月 | 5月25日 |
| <input type="radio"/> 6月 | 6月25日 |
| <input type="radio"/> 7月 | 7月25日 |
| <input type="radio"/> 8月 | 8月25日 |
| <input checked="" type="radio"/> 10月 | 10月25日 |
| <input type="radio"/> 11月 | 11月25日 |
| <input type="radio"/> 12月 | 12月25日 |
| <input type="radio"/> 予備月1 | 1月10日 |
| <input type="radio"/> 予備月2 | 2月10日 |
| <input type="radio"/> 予備月3 | |
| <input type="radio"/> 賞与1回 | 7月10日 |
| <input type="radio"/> 賞与2回 | 12月10日 |
| <input type="radio"/> 賞与3回 | |
| <input type="radio"/> 賞与4回 | |

処理月のラジオボタンを変更後、上部の「選択」をクリックしてください。

当月支給の場合：
給与または賞与の
支払日 10月xx日を選択

翌月支給の場合：
<給与>
・支払日 10月xx日
・支払日 11月xx日
どちらかを選択
<賞与>
支払日 10月xx日を選択

翌月支給の場合は、新料率をいつから使用するか（9月度 10月 XX 日支払分、10月度 11月 XX 日支払分のいずれとするか）は、会社としてどちらを 10月分として納付するかにより異なります。料率を変更する時期が不明な場合は、公共職業安定所（ハローワーク）などにお問い合わせください。

③ [設定] → [計算条件] を選択します。

④計算条件の設定画面が表示されます。雇用保険料率を変更します。

| 保険料率 (従業員負担分) (/1000) | 健康保険 | | 給与 | 49.050 |
|-----------------------------|------|----|--------|--------|
| | | | 賞与 | 49.050 |
| (内)特定保険 | | 給与 | 17.150 | |
| | | 賞与 | 17.150 | |
| 介護保険 | | 給与 | 8.200 | |
| | | 賞与 | 8.200 | |
| 厚生年金 | | 給与 | 91.500 | |
| | | 賞与 | 91.500 | |
| 厚生年金基金 | | 給与 | 0.000 | |
| | | 賞与 | 0.000 | |
| | 雇用保険 | | 5.000 | |

事業の種類が
一般の事業の場合は5.000、
農林水産業・清酒製造業、建設業の場合は
6.000に変更します。

⑤ [確定] をクリックします。確認画面が表示されますので [はい] をクリックします。

変更後に行う給与（賞与）計算からは新しい料率による雇用保険料が表示されるようになります。

4. 料率変更後の注意点

料率変更後に、給与与や賞与の処理が済んでいる過去の月の支給明細を開くときには、あらかじめ「計算条件」の設定で「過去データの修正」を「なし」に設定しておいてください。

過去月は「給与明細／個別照会」ボタンになり、明細を開いても自動計算されなくなります。

(過去月の支給明細を修正する必要がある場合は、賃金台帳で修正を行ってください。)

また、当月の支給明細処理が済んだ後に、処理月を翌月に選択しないまま、料率変更を行った場合は、当月の支給明細に新料率を反映させないよう「給与明細／個別入力」で支給明細を開く前に[ロック]処理を行ってから、明細を開くようにしてください。

新料率変更後に、当月の支給明細の処理を行う(新料率を反映する)場合は[ロック]処理を行う必要はありません。

| | 部門コード | 部門名 | 従業員コード | 従業員名 | 従業員名カナ | 在職区分 | 給与パターン | 役職 | 分類 | 処理 |
|----|--------|------|--------|--------|-----------|------|----------------|----------------|----------|-----|
| 1 | 000000 | 管理部 | 01SE01 | 木村 敬明 | キムラ ケイメイ | | 000000: 基本パターン | 0EP001:(役員)取締役 | 001: 管理職 | ロック |
| 2 | 000000 | 管理部 | EP5004 | 勝山 孝次 | カチヤマ コウジ | AA | 000000: 基本パターン | EP7504: 主任 | 002: 事務職 | ロック |
| 3 | 000000 | 管理部 | EP7001 | 時給 次郎 | ジキョウ ジロウ | | 002000: 時給用 | EP9999: 日給時給 | 002: 事務職 | ロック |
| 4 | 00200A | 営業部 | EP0030 | 上原 進一 | ウハラ シンイチ | | 000000: 基本パターン | EP7501: 部長 | 001: 管理職 | ロック |
| 5 | 00200A | 営業部 | SE3301 | 山本 丈二 | ヤマモト ジョウジ | | 000000: 基本パターン | 0EP002:(役員)専務 | 001: 管理職 | ロック |
| 6 | SA01 | 営業1係 | EP0051 | 甲田 喜美子 | カウタ キミコ | | 000000: 基本パターン | EP7505: 係員 | 003: 営業職 | ロック |
| 7 | SA01 | 営業1係 | EP5002 | 宮田 徳子 | ミヤタ トクコ | | 000000: 基本パターン | EP7503: 係長 | 003: 営業職 | ロック |
| 8 | SA01 | 営業1係 | EP6001 | 日給 太郎 | ヒキョウ タロウ | | 000000: 基本パターン | EP9999: 日給時給 | 002: 事務職 | ロック |
| 9 | SA02 | 営業2係 | EP0040 | 青田 慶子 | アヲタ ケイコ | | 000000: 基本パターン | EP7504: 主任 | 003: 営業職 | ロック |
| 10 | SA02 | 営業2係 | EP4012 | 富山 俊 | トヤマ シュン | | 000000: 基本パターン | EP7505: 係員 | 003: 営業職 | ロック |
| 11 | SA02 | 営業2係 | EP5003 | 田中 寿子 | タナカ シュウコ | | 000000: 基本パターン | EP7505: 係員 | 003: 営業職 | ロック |

※「給与明細／個別照会」の場合、[ロック]処理はできません。

5. 概算・確定保険料等申告書の資料について

労働保険の申告書の資料(概算・確定保険料等申告書)について、給与R4システムではVer.21.20(2022年6月13日リリース)にて新しい雇用保険料率で計算するように対応済みです。

なお、様式は現時点のものであり、令和5年度の申告に関して変更があった場合は別途プログラム対応を検討いたします。

令和4年データの計算方法や、機能の詳細は以下のPDF資料をご確認ください。

■労働保険の申告書の資料 作成のポイント

https://epsonr4.custhelp.com/app/answers/detail/a_id/1605/



以上、よろしくお願いいたします。